

Jera

エネルギーを新しい時代へ

資料 8 - 1

東京エリアにおけるグロス・ビディングの取扱いについて

2021年10月1日

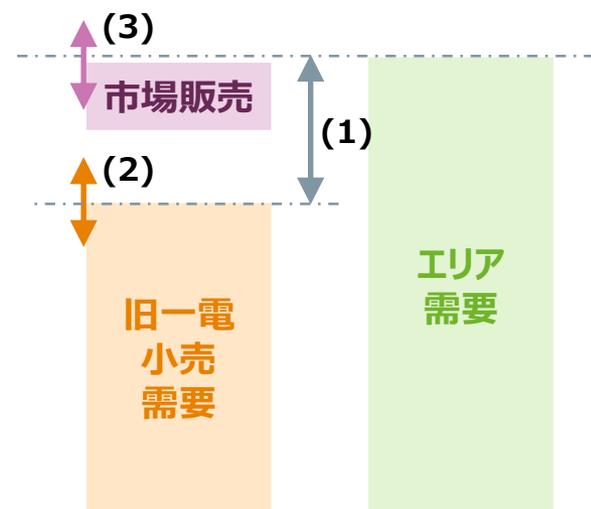
株式会社JERA

1. 需給ひっ迫を経て得られた知見

- 自由化により旧一電小売需要シェアが減少した現状の電力取引

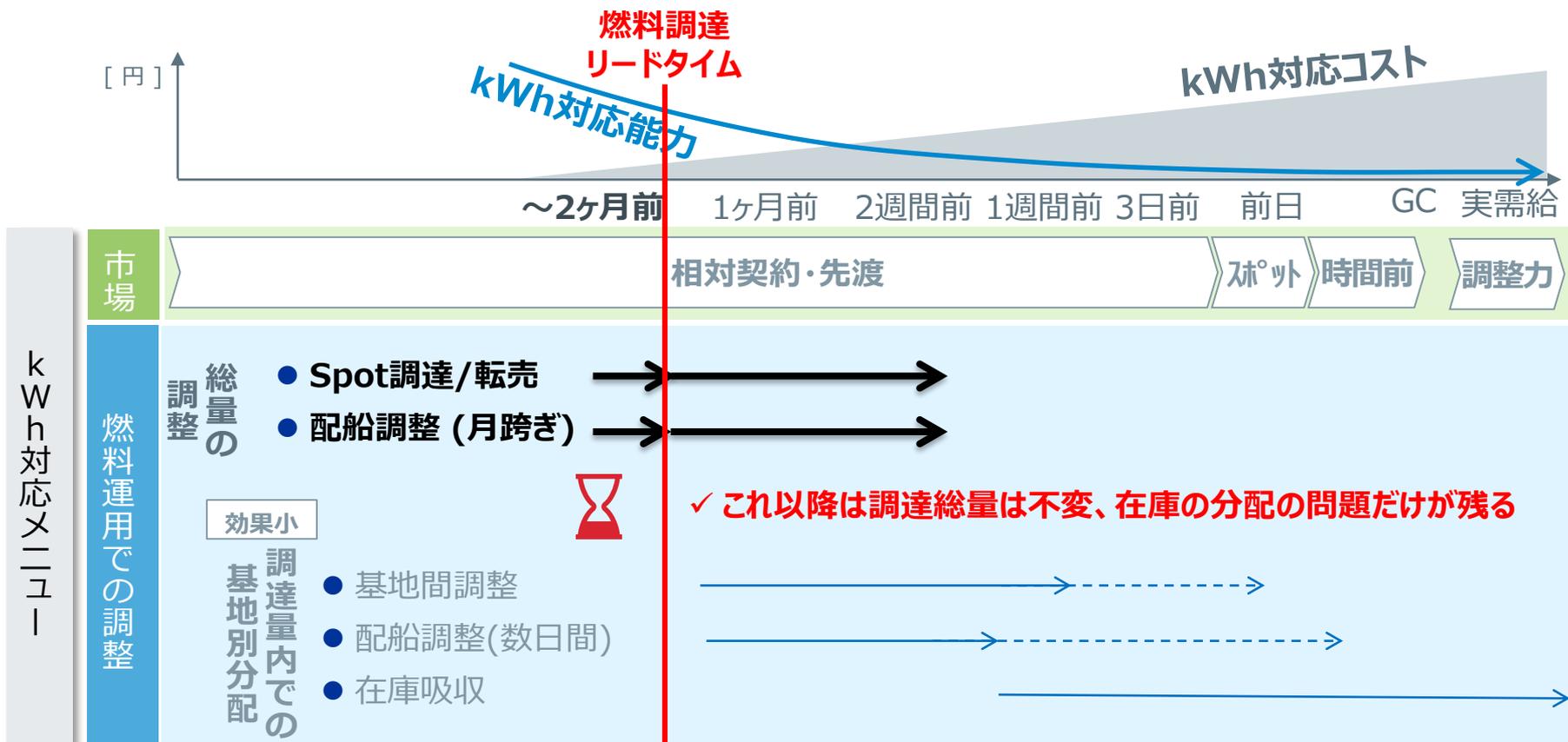
- 燃料を輸入に頼る日本での電力需給変動に対応する手段はLNGスポット調達・転売がメイン。これらの「**燃料調達リードタイム**」は実需給2~3ヶ月前まで
- 昨冬の全国的な需給ひっ迫を踏まえ、燃料調達から見た“あるべき姿”の達成には旧一電小売-JERA間での電力受給契約（以下、PPA）の各論点に改善の余地あり
 - ① **燃料調達リードタイム前**：供給責任を負う小売事業者/TSOが然るべき供給力確保の実施
 - ② **燃料調達リードタイム後**：事前契約分を除き、既確保量を市場価格相当で公平に供給力として提供

#	PPAの論点
(1)	✓ 旧一電小売需要/エリア需要の乖離が生じている中でのJERAによる燃料調達の困難性
(2)	✓ ゲートクローズ直前まで通告変更可能な旧一電小売PPA（燃料調達リードタイムを加味しない通告変更期限）
(3)	✓ 燃料市場や在庫情勢に知見のない旧一電小売によるJEPXへの限界費用玉出し



<参考> JERAの考える燃料調達から見たあるべき姿

- **燃料調達リードタイム後**は、追加供給力の確保が実質的に困難。既確保済みの総量（国内・洋上在庫）範囲内での提供に限定



① 燃料調達リードタイム前：供給責任を負う小売/TSOが然るべき供給力確保の実施

② 燃料調達リードタイム後：事前契約分を除き、既確保量を市場価格相当で公平に供給力として提供

<参考> JERAの考える電力取引の将来像

1. 市場競争下における安定的かつ競争力のある燃料調達（需給ひっ迫への対策）

- 燃料調達リードタイム前に供給責任を負う小売事業者が然るべき供給力確保の実施
- 安定供給確保に向けた需要変動対応力の一定量をTSOも確保することが重要
- 上記における小売/TSOでの費用負担等も含む制度措置について検討が必要

2. 内外無差別性の向上

- 燃料調達リードタイム後の需給変動対応力の卸販売について内外無差別性の向上（例：通告変更期限の設定）
- 小売間でのフェアな競争環境構築に向けて非対称規制の改善を行い、需給変動対応力等の費用は旧一電小売/新電力で適正に負担

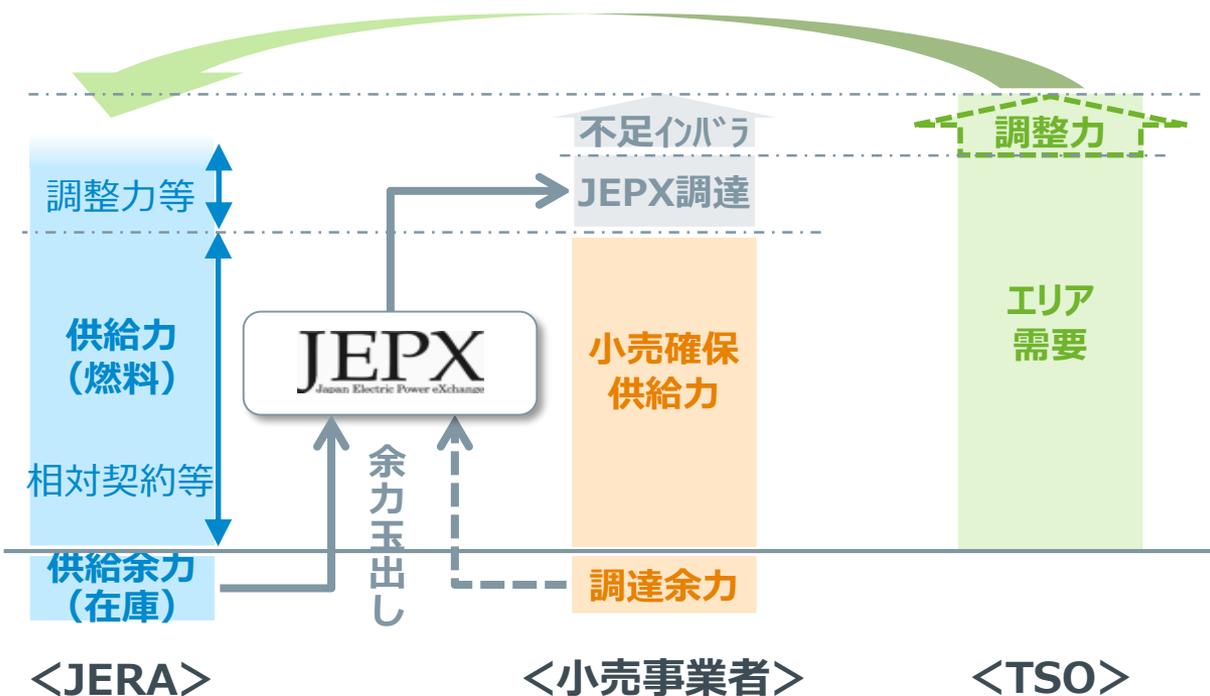
3. 市場の積極的な活用（市場価格の適正化／市場の流動性拡大）

- 1、2の取組を実施すると同時に、市場自体の流動性拡大/適切な価格シグナル発信の為に市場を積極的に活用
- 各事業者が市場価格をシグナルとして経済合理的な行動を取る事が電力システム全体としてのコスト低減に繋がる

2. JERAの考える今後の電力取引の方向性

- 抜本的なPPA改定を実施すると同時に、JEPXを資源配分の最適な場とすべく、更なる流動性確保方策が必須。他方、PPA改定に伴い発生する現行制度とのミスマッチは残置
- 依って、今回はスポット・時間前市場の流動性向上に資するよう東京エリアの取引の太宗を占める東京電力エナジーパートナー（以下、東電EP）とのPPA一部改定を予定。また、先行してJERAは小売通告に依存せず、JERA独自の販売需要想定・燃料調達への対応を実施

kWh不足への予防的措置として必要量を契約



残された現行制度との
主なミスマッチ

小売/TSO間での供給責任の
再定義

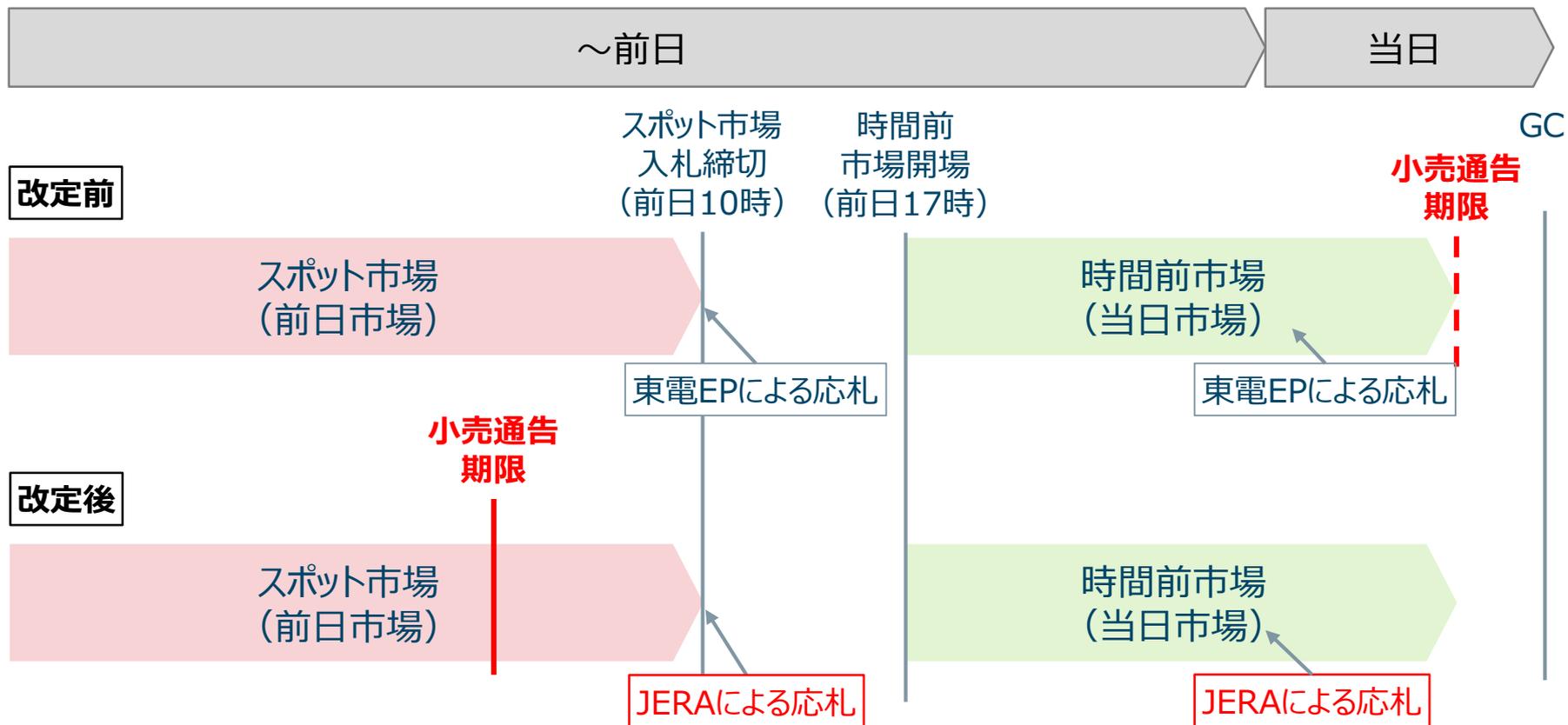
TSOが追加供給力を確保する
制度的裏付け

更なる市場の流動性拡大

小売事業者によるJEPXへの
限界費用玉出し
(需給ひっ迫シグナル不発信)

3. 東電EPとのPPA一部改定（概要）

- 東京エリアにおいて制度的な条件が整い次第早期にスポット市場応札前での小売通告期限を試行的に導入予定。東電EP-JERA間で協議中
- 小売通告期限を変更し、JEPX市場への応札を東電EPではなくJERAが行う取組は、発電・小売間の役割明確化、取引の透明性向上につながる。また、卸売条件（通告期限）の内外無差別性は向上



4. 東電EPとのPPA一部改定（条件：グロス・ビディングの休止）

- 東電EPとのPPA一部改定以降、JERAは最経済メリットオーダーの実現ならびに経済合理的な行動として、「スポット市場への余剰電力の全量供出」、「時間前市場への適切な供出」を実施※1,2。他方、東電EP含む小売事業者は通告期限以降の電力需給変動への対応として市場から必要量を適正価格で購入もしくは販売を行うこととなる
- 上記の様なJERA/小売間での市場を介した取引に移行されるため、グロス・ビディング（以下、GB）本来の目的である「市場の流動性確保」、「価格変動の抑制」、「透明性の向上」は達成可能と考えられる
- PPA一部改定によって市場取引のあるべき姿に移行するためにも、GBの在り方が課題※3のため、東京エリアにおけるGBの休止をお願いしたい。本条件が整い次第、速やかにPPA一部改定を実施予定

グロス・ビディングに期待される効果

第28回制度設計専門会合
(2018年3月29日) 資料4より抜粋・一部修正

- グロス・ビディングについては、主に次の3つの効果が期待されていた。

グロス・ビディングに期待される効果

①市場の流動性向上	・ グロス・ビディングとして限界費用ベースで売買入札を行うため、買入札の限界費用が約定価格を下回り、 全量買戻しとならない場合には、市場の流動性向上に貢献する。
②価格変動の抑制	・ グロス・ビディングにより、売買両面において約定価格帯近傍の入札が増加するため、売買入札曲線の傾きが緩やかになり、価格変動の抑制効果が発生する。
③透明性の向上	・ グロス・ビディングの実施後は、社内取引の一部が市場経由で行われるため、社内取引価格が明確となり、社内取引が透明化されることが期待される。

※1 市場供出主体が東電EPからJERAへ移管することに伴い、JERAによる余剰電力の全量供出分のモニタリングはJERAが受ける

※2 現在議論中の限界費用玉だし見直しについても、制度見直しにあわせて対応予定

※3 仮に東電EPがGBを行う場合、必ず約定させる為の売り/買い価格設定で対応せざるを得ず、この対応はGBの趣旨（透明性の向上）から外れると認識。また、JERAがGBを行うことはシステム対応等の理由から不可